

■ 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第7条 市長は、毎年度、本市の政策（基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）において定める市政の各分野における基本的な方針をいう。以下同じ。）及び施策（基本計画において定める政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。以下同じ。）の達成度について、評価を実施する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第7条 市長は、毎年度、本市の政策及び施策の達成度について、評価を実施する。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は令和8年1月1日から施行する。 （適用区分）</p> <p>2 第3条の規定による改正後の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の規定は、令和9年度以後に実施する評価について適用し、令和8年度に実施する評価については、なお従前の例による。</p>